

第3回 多摩川河川整備計画関係都県会議

1. 開 会

○京浜河川事務所副所長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第3回多摩川河川整備計画関係都県会議を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、会議の進行を務めさせていただきます京浜河川事務所副所長の永井と申します。どうぞよろしく願いします。

本日、職員等による記録撮影等を行ってございます。こちらにつきましても御了承いただけますと幸いです。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。資料目録、議事次第、出席者名簿、座席表、資料-1「多摩川河川整備計画関係都県会議 規約」、資料-2「京浜河川事務所における地域住民等との現地意見交換会・勉強会及びアンケートの実施状況」、資料-3「『多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）』について、学識経験を有する者、関係住民等、関係都県からいただいたご意見に対する京浜河川事務所の考え方」、資料-4「多摩川水系河川整備計画（案）参考資料（変更のポイント）」、資料-5「多摩川水系河川整備計画（案）」、資料-6「多摩川水系河川整備計画（案）参考資料（マトリックス整理）」。資料に漏れ等がございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

2. 挨 拶

○京浜河川事務所副所長

議事次第 2、関東地方整備局京浜河川事務所長の佐々木より挨拶させていただきます。事務所長、お願いします。

○京浜河川事務所長

皆様、おはようございます。京浜河川事務所長の佐々木です。

前回7月3日に関係都県会議を開催させていただきましたが、そのときには今回の案の前段となる原案をお示ししたところでございます。そのときに頂いた意見も反映した形で原案を、住民にパブリックコメントという形で2か月ちよつとの間、実施してまいりました。また、多摩川は、流域の自治体及び市民団体、住民の皆様の関心が非常に高い河川でございますので、一般のパブリックコメント等と並行してアンケートなど、もう少し幅広く意見を聴くという取組もしてまいりました。今回、その全体の結果もお示ししながら、それをどのように計画に反映したのかというところについて説明してまいりますので、それについて関係の神奈川県・東京都の皆様から御意見を賜れればと思っております。

本日は短い間でございますが、よろしく願いいたします。

○京浜河川事務所副所長

ありがとうございました。

続きまして、構成員の御紹介をさせていただきます。名簿の順に御紹介させていただきます。

東京都建設局長、花井様。本日は御都合により欠席のため、建設局河川部中小河川計画担当課長の向山様の代理出席となります。

○東京都建設局長代理

東京都建設局河川部中小河川計画担当課長の向山でございます。本日は建設局長の花井が所用のため出席できませんので、代理で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

○京浜河川事務所副所長

神奈川県県土整備局長、池田様。本日は御都合により欠席のため、県土整備局河川下水道部河港課長の塚本様の代理出席となります。

○神奈川県県土整備局長代理

神奈川県河港課長の塚本でございます。本日は局長の池田が所用により出席できませんので、代理で私が出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○京浜河川事務所副所長

国土交通省関東地方整備局河川部長の室永は都合により欠席のため、代理出席の河川部河川情報管理官の檜森でございます。

○河川情報管理官

河川情報管理官の檜森です。

多摩川については、関東の中でも一番最初に河川整備基本方針を変更して、深い議論をして河川整備計画がやっと佳境に入ってきたといったところでございます。忌憚のない御意見を頂けますよう、どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

○京浜河川事務所副所長

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長の佐々木でございます。

3. 議 事

○京浜河川事務所副所長

それでは、議事を進めさせていただきます。議事に沿って一通り説明させていただければと思います。

劔持課長、よろしく申し上げます。

○京浜河川事務所流域治水課長

京浜河川事務所流域治水課長の劔持です。私から、議事に沿って、資料-2 から資料-6 までを順に御説明します。

多摩川では、現行の整備計画策定時にも地域住民と現地視察や流域セミナーなどの活動を通して整備計画に関する意見交換会を行ってきた経緯がございます。このたび、変更の際しても京浜河川事務所の独自の取組として広く意見をもらう場を設けましたので、御報告します。

それでは、資料-2 の1 ページ目を御覧ください。こちらは、原案作成に向けた意見聴取などの状況でございます。多摩川流域懇談会をはじめとした市民団体等から幅広く要望事

項などを伺ったほか、有識者、そして都県からも意見を反映させて原案を作成しました。

2 ページ目は、原案から案の作成に向けて、7月13日の流域セミナーを皮切りに全4か所において地域住民等と現地意見交換会の場を設けたほか、パブリックコメントや公聴会を開催し、本日に至るまで案の作成を行ってまいりました。

3 ページ目でございます。流域セミナーでは、下流部の川崎市内の現地視察、そして知花先生から治水に関する御講演をいただきました。

4 ページ目、8月21日の中下流部においては、今後の築堤箇所や滞留魚対策箇所を視察し、古米先生からは利水に関する御講演をいただきました。

5 ページ目、9月4日の上流部では、福生市内において自然再生事業箇所の視察と、本省河川環境課の鶴田企画専門官からは定量目標に関する講演をいただきました。

6 ページ目、9月11日は中上流部、石田大橋、そして浅川の視察後、小倉先生から浅川で行ってきた市民活動などについて講演をいただき、それぞれ意見交換会も実施し、市民から意見を頂いているところです。

7 ページ目は、河川法に基づいて開催した公聴会で、全4回、5名の方が公述人として参加し、大臣管理区間のみならず、流域の課題認識などについて公述をいただきました。

8 ページ目は、京浜河川事務所独自の取組であるアンケートです。こちらは、多摩川への関心を高めてもらい、今後の河川整備の参考とする意見を募集することを目的に実施したものでございます。実施に際しては、ホームページのみならず、流域自治体の市報への掲載、チラシを施設に配布するなどを行い、周知をしております。

結果は9ページ目でございます。計181名の方から回答を頂きました。例えば右上、令和元年の東日本台風を覚えている方は約8割。一方、整備計画が変更されることは約6割の方が知らなかったと回答しておりますが、一方で多摩川に生息している生き物を知っている方は約6割と、多摩川への住民の関心の高さがうかがえる結果となっております。

続いて、10ページ目の左上ですが、10年以上前と比べて良くなった点は、水質、治水、そして自然環境の3項目で特に実感されている結果であり、左下、将来の多摩川に期待することも上位はその3項目となっております。また、右上、河川敷の利用面においても、自然環境、そして人と自然の触れ合いの場が上位であるほか、右下、景観に求めるものも一番は季節の移ろいを感じる自然環境であり、回答の中では豊かな自然環境の保全・創出に期待する意見が多く集まりました。

11 ページ目・12 ページ目は、沿川の民間企業によるアンケート結果であり、6社から

回答がありました。詳細な結果については割愛させていただきます。

13 ページ目は、アンケートの最後に自由記述にて今後の多摩川に望むことを伺い、取りまとめた結果です。治水、生物多様性、外来種対策といった自然環境、そしてアクセス性の確保など、利用面に関心が寄せられた一方、一番下の特に若年層や新たに引っ越してきた方からはイベントに関する情報や魅力の発信が不足しているといった課題の声もあり、今後はこれらの意見も踏まえて取組を行います。

14 ページ目は、今後整備計画で目標とする 30 年後を担っていく世代である小学生向けにアンケートを行った結果、こちらも結果は同様であり、自然環境、水質、利用面、治水面に関する意見が多くを占めました。

以上、京浜河川事務所の取組に関する御説明を終わります。

続きまして、資料-3 は、原案に対する有識者・関係住民・都県の御意見と当事務所の考え方を章ごとに整理したもので、各個別の御説明は割愛しますが、例えば前回の都県会議にて神奈川県から御意見いただいた 6 ページ目 31 番の支川合流点処理の項目に、水害リスクが高い箇所として内水の浸水被害があった三沢川も例示しております。

資料-3 は以上で、資料-4、変更のポイントを用いて案の御説明します。

1 ページ目を御覧ください。まず、今回の変更の契機となった令和元年東日本台風では、基準地点で約 $7,000\text{m}^3/\text{s}$ が流下し、全川的に計画高水位を超過したほか、無提部であった二子玉川での溢水、その他多くの地点では内水氾濫の被害が発生しましたが、一方、河道内においては、帯工による河床低下対策などを行った区間では土砂移動の著しい不均衡は発生せず、河川環境と調和した川づくりの素地が整いつつあることが検証されたほか、大規模攪乱による生物への影響は短期的かつ限定的であり、現在は着実に回復している傾向でございます。

一方、水位が堤防満杯近くまで上昇した区間もあり、超過洪水を想定したハード・ソフト対策の必要性を改めて認識した洪水でした。令和 5 年 3 月に変更した基本方針では、気候変動を考慮した 200 分の 1 と設定し、石原地点の流量を $7,400\text{m}^3/\text{s}$ へ引き上げたほか、水流実態解明プロジェクトの結果も踏まえて正常流量を新たに設定しました。

今回の整備計画の最大目標は、関係機関や流域住民等と連携しながら治水・環境・利用が調和した川づくりに取り組むことであり、治水面は目標流量を、気候変動を考慮した 70 分の 1 から 80 分の 1 規模の $7,200\text{m}^3/\text{s}$ へ増加。自然環境では、定量目標を設定し、掘削に伴い動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図り、利用面では、正常流量の確

保に努めることに加え、良好な景観、そして人と河川との触れ合い活動の場の保全・創出を図ります。

2 ページ目、治水対策における変更のポイントでございますが、今回の整備計画で位置づけた整備が進捗することで、方針の河道配分流量と近い流下能力となりますので、手戻りを生じない断面形状や整備手順とし、必要な調査や検討、関係者との調整を計画的に進めることとします。目標を達成するための具体的な整備内容について、治水対策の中心となる河道掘削に当たっては、自然環境、景観、人と河川との豊かな触れ合い活動の場の視点から、河道断面や施工上の工夫をして、自治体等と調整を図りながら実施します。

堤防整備では、令和元年には高水敷が堤防近くまで洗掘された箇所もあったことから、有識者とも連携して最新の解析技術を生かし、安全性評価に関する新たな知見や検討手法により堤防強化を進めます。高潮や地震後の津波遡上に対しても、自己流を上回る下流部にて災害の防止・軽減を図るなど、必要な対策を行います。

また、河川管理者のみならず流域の関係者との連携については、内水や支川の氾濫が想定される区域で下水道事業者や支川の管理者と連携して浸水被害の軽減を図るほか、水害リスクが特に高い地域では危険性を現地で明示するとともに、情報共有によって警戒態勢の確保を図るなど、関係機関と連携して水害リスクを低減する対策を講じます。支川の中でも浅川につきましては、急勾配かつ土丹層により河床低下しやすい特徴を踏まえ、河道管理上の技術的な課題を着実に解決するとともに、指定区間管理者を含めた関係者と連携して整備を進めます。

超過洪水へのハード対策は、下流部において堤防決壊の回避と氾濫時の避難場所、さらにはまちづくりと連携した高規格堤防の整備を行います。ソフト対策は、関係自治体と連携し、堤防の決壊などの大規模水害が発生した際に緊急的な復旧・排水など、迅速な応急活動への備えを充実します。また、河道部維持管理については、水と土砂のつながりに着目した河道の変化をモニタリングにより適切に把握しつつ、順応的な管理を行います。さらには、流域自治体や民間企業等が参加する多摩川流域協議会を活用し、あらゆる関係者と連携して流域治水の推進を図ります。

続いて、3 ページ目、河川環境の変更のポイントです。環境の定量化目標をセグメントごとに有する特徴的な自然環境を踏まえて設定し、保全・創出に加えて質の向上も図ってまいります。また、生物多様性の観点では、外来種対策、絶滅危惧種や重要種を保全し、流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与することを目指します。具体的な対策と

しては、堤防で確認されている重要な種・群落を除草時に配慮し、堤防草原の保全を図るとともに、魚道付近においては必要に応じて河道整正して滞留魚対策を行うほか、浅場では河床耕転によって魚類の生息に適した河床材料とするなど、河川環境の質の向上も図ります。

これらの対策を実施するのみならず、市民団体等と協働して河川環境モニタリングを行い、創出した場の質については学識経験を有するアドバイザーにも意見を伺います。さらには、設計・施工・維持管理の各段階で河川環境情報図などを踏まえて河川環境の整備と保全を実施し、短期的な変化だけではなく、中長期的・広域的な変化も含めて評価を行います。また、河道内のみならず、流域内のグリーンインフラも活用を推進します。

次に、景観については、視対象が連続的に変化するシーケンス景観を意識し、多摩川ならではの風景を楽しめるように整備を行います。また、アンケートで市民から意見が多かった人と河川との豊かな触れ合いの一層の促進に向けては、水辺空間の拠点や堤外地と河川、そして河川と水辺をつなぐようなアクセス路、拠点同士をつなぐ散策路などの見える化を行い、関係機関との連携の下で整備を行います。また、環境教育や自然環境の保全活動などを行っている「水辺の楽校プロジェクト」は、担い手不足や高齢化により継続性確保が課題であるため、自治体と連携してイベントを実施し、多くの人が水辺に触れ合う機会を提供することで新たに水辺環境に関心を持つ人を増やしていきます。さらには、今後の河川整備・管理等において、自治体や市民団体等に加えて特に民間企業とも連携を積極的に図り、関係者が一体となり協働する取組を行ってまいります。

続いて、4 ページ目、流水の正常な機能の維持について、基本方針で定めた正常流量は近年満足する傾向ではございますが、引き続き安定化に向けては既存の水利用の合理化を、関係者の協力を得た上で推進します。利水関係者以外との取組についても、雨水浸透対策、森林・緑地保全対策など、流域治水・水環境・水循環を一体的に管理する流域総合水管理の取組の一環として引き続き推進します。また、河道内においても、治水対策や河川環境の保全・創出に当たっては、例えばワンド・たまりを保全するなど、河道内の貯留機能に留意して整備を行います。

また、多摩川の特徴として、低水時に占める下水処理水の割合が高いことが特徴であり、将来の人口減少により下水の還元量が減少する懸念も踏まえて、流域の水需要や処理水の動向について、流量の確保だけではなく、水量・水質も含めた全体的な水流の観点から関係機関と連携して調査及び検討を継続します。また、渇水等においては、関係機関及び水

利使用者と連携して情報伝達体制の整備及び水融通の円滑化などを推進します。

健全な水循環の確保に向けては、水流や取排水、土砂収支の定量的な把握を通じ、流域の現状や課題、その要因を認識した上で、流域自治体・関係機関が一体となって健全な水循環の確保に取り組みます。

以上が主な変更のポイントでございます。

続きまして、資料-5、案にて新たに追加した項目を中心に、全体を通して御説明します。冒頭の沿革の部分は割愛させていただきまして、13 ページ目の 31 行目以降、今回の変更の契機となった令和元年東日本台風の項目を新たに追加し、ここでは、14 ページ目でございますが、石原地点で 7,000m³/s、浅川の主要地点で 1,400m³/s が流下し、その被害状況や自然環境へのインパクトを新たに追加しています。

また、本洪水を踏まえ、15 ページ目の 2 行目以降に課題を整理し、土砂移動に伴う河床変動を理解した河川整備が重要であることや、内水・支川合流点処理では関係機関と連携したハード・ソフト対策、そして水害リスクの周知などの充実を図ることを記載しております。

また、本洪水の今後取り組むべき具体的な課題としては、26 ページ目の 15 行目から、「土砂動態を踏まえたこれまでの河道管理の取組・成果と課題」と題し、河道の安定化対策を実施した箇所では著しい土砂移動の不均衡は見られず、治水・環境・利用のバランスが一定程度保たれてきたことが成果であります。環境面では劣化した生態系保持空間やその他空間の見直しや、利用面では住民のニーズに対応するためゾーニングの見直しが課題と認識していることを記載しております。

少し戻りますが、利水につきましては、18 ページ目の 22 行目以降、現状として既得水利や過去 10 年間の流況を追記したほか、課題としては水利用の合理化に向けた関係機関との調整や下水処理水の還元量を注視することを挙げております。

そして、20 ページ・21 ページ目、自然環境の現状と課題については、各区分の特徴を説明する内容が前章と一部重複していたため、文章を見直し、その他治水や利水との文章量のバランスを整合させました。

22 ページ目は、利用面に関する現状と、自治体や住民から声が寄せられているまちづくりと一体となった整備が必要であることを追加しております。

こうした現状や課題を踏まえ、28 ページ目からは第 4 章、目標に関する事項で、最大の目標としては治水・環境・利用が調和した川づくり、そのためには河川環境管理計画に

おけるゾーニングの見直し、環境の定量化目標の設定、設計や維持管理など各段階における水と土砂のつながりの把握、そして河道変化をモニタリングにより適切に把握することなどを記載しております。

29 ページ目、4.1 章では、目標流量を 7,200m³/s に引き上げて整備を進め、超過洪水対策としては高規格堤防を整備する方針を記載しております。

34 ページ目・35 ページ目が環境目標に関する具体的な記述で、各セグメントにおいて保全・創出する対象と面積をこちらで記載しております。

36 ページ目からは第 5 章、工事の実施に関する事項で、38 ページ目、河道掘削においては環境・利用面に配慮した断面で施工を行うこと、そして 40 ページ目、堤防強化は最新の知見や検討手法を生かし優先順位をもって対策を行ってまいります。

また、43 ページ目、関係機関と連携して堤内側の内水対策、そして支川合流点処理、また危機管理のソフト対策の充実化についても記載しております。

44 ページ目の 5.1.2 章は、先ほどの変更のポイントで包括しておりますので割愛させていただきます。

最後に、61 ページ目でございますが、こちらは第 6 章、新たに追加した項目で、流域全体で行う取組として、流域総合水管理の概念を踏まえ、流域治水の推進や健全な水循環の確保、そして市民と協働による河川環境モニタリングを行い、あらゆる関係者と連携・協働により治水・環境・利用が調和した多摩川らしい川づくりを目指すこととしております。

以上で案の説明は終了します。

資料-6 のマトリックス整理につきましては、主要な項目について現状と課題・目標・実施事項を整理したものとなっております。案を御覧になる際の参考になればと思います。

以上で私からの説明を終了します。

○京浜河川事務所副所長

ありがとうございました。

関東地方整備局からの資料の説明については以上となります。

それでは、御説明させていただきました内容に関しまして、東京都様、神奈川県様より御発言いただければと思います。順にお願いしたいと思います。

初めに東京都の向山課長、よろしく申し上げます。

○東京都建設局長代理

東京都の向山でございます。御説明ありがとうございます。

多摩川の河川整備計画の変更案については、3回にわたりまして丁寧な御説明をいただきまして誠にありがとうございます。

本日御説明いただいた変更案の内容につきましては、東京都として異議がない旨、この場で意見として回答させていただきたいと思っております。詳細については、今後、意見聴取に併せて関係機関にも確認させていただきたいと思っております。

せっかくの場なので、何点かお願いがございます。まず初めに、先ほども出ておりましたが、令和元年台風時に被害が出ている~~我々のほうと~~、~~多摩川の樋門玉川排水樋管~~の閉鎖によって溢水被害がありました谷沢川最下流部においては、再度災害の防止に向けまして国土交通省さんと今後緊密に連携して対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひとも御協力のほどをよろしく願いいたしたいと思っております。

あと、引き続きまして3点ほどあるのですが、近年の気候変動の影響もありまして、豪雨災害は頻発化・激甚化しております。先日の9月11日の豪雨では、世田谷区で観測史上1位の時間雨量を記録しまして、多摩川の支川である谷沢川も氾濫するなど、多くの区市で浸水が発生いたしました。そこで2点目となりますけれども、都民の安全・安心を確保する上で多摩川及び支川の洪水対策につきましては非常に重要であると考えておりますので、早期かつ着実な多摩川本川整備をお願いしたいと存じます。

3点目としまして、多摩川流域の東京都管理河川においても、気候変動を踏まえた河川整備計画の見直しを現在検討しているところでございます。今回策定されます国の整備計画と整合を図れるよう、各種調整をお願いしたいと考えております。

最後になりますけれども、多摩川の整備に当たりましては、関係者との十分な調整を引き続きお願いしたいと思っております。

以上、都としましても、多摩川流域の~~自然浸水~~リスク軽減に向けまして、国交省さんや流域関係者と連携しながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。引き続き御支援・御協力のほどをよろしく願いいたします。

私からは以上となります。

○京浜河川事務所副所長

ありがとうございます。

では、続きまして、神奈川県河港課長の塚本課長、よろしくお願いします。

○神奈川県県土整備局長代理

神奈川県河港課長の塚本でございます。本日は関係都県会議を開催していただきまして誠にありがとうございます。また、前回の会議で本県から申し上げた意見等について反映していただきまして心より感謝申し上げます。

本県としましては、今回御説明いただきました内容について特に異論はございませんが、本文書の記載について2点お願いがございます。

まず1点目ですが、本文書7ページの13行目になりますが、立地適正化計画の事例として令和2年3月に策定された八王子市の事例が記載されていますけれども、本県の川崎市においても昨年度末、令和7年3月に防災指針も含めて策定しておりますので、八王子市に限定しない表現に調整していただければと考えています。

続いて2点目ですが、本文書の31ページの11行目に「流入する下水処理水が多くを占める多摩川の流量特性等を踏まえ、東京都の水需要や下水処理水量の動向等を注視」との記載がございますが、本県の下水道部局においても東京湾流域別下水道整備総合計画を策定して、その中で川崎市が水質環境の改善に向けた取組を進めておりますので、東京都に限定しない表現に調整していただければと思っています。また、同様の記載が19ページの4行目や44ページの24行目にもございますので、併せて表現の調整をお願いできればと考えています。

本県からの意見は以上となりますが、今回の会議に先立ちまして流域の川崎市に対して事前に意見照会をしたところ、1点お願い事項を頂きました。本文書48ページの17行目になりますが、「関係機関との連携のもとで、水辺空間の拠点やアクセス路、散策路等の整備を行う」と記載されているところですが、川崎市では多摩川の高水敷に関する利用計画などを含めた多摩川プランを策定してしまして、現在、見直しに向けた検討を進めているとのことです。そこで、「水辺空間の拠点やアクセス路、散策路等」につきましては、既に事前に調整を進めていただいているというところでございますが、引き続き早めの情報提供をお願いしたいとのことでした。

本県からの発言は以上となります。引き続きよろしくお願いいたします。

○京浜河川事務所副所長

ありがとうございました。

では、回答をお願いします。

○京浜河川事務所流域治水課長

貴重な御意見をどうもありがとうございました。

まず東京都さん、今後多摩川の支川においても整備計画を改定されるということで、そこにつきましては受渡し流量など、今後整合を図るために連携して引き続き行っていきたいと考えております。

そして神奈川県さん、2点、立地適正化計画を昨年度末に川崎市が策定された旨、すみません、こちらは確認をさせていただければと思います。

また、利水の部分で、水需要につきましては、東京都のみならず川崎市さんも下水処理水を、港のほうの水質の浄化のためにも還元していただいているということで、こちらは東京都に限定せず、「流域自治体の将来の水需要」といった文言に修正させていただければと思います。

また、利用面につきましては、今後は環管計画の見直しもございしますが、こちらを引き続き川崎市と情報共有しながら進めてまいりたいと思います。

皆さん、御意見をどうもありがとうございました。

○京浜河川事務所副所長

ありがとうございました。

そのほか、よろしいでしょうか。

4. 閉 会

○京浜河川事務所副所長

本日お示しさせていただきました河川整備計画（案）につきましては、先ほど頂きました皆様の御意見も踏まえまして、今後、関東地方整備局にて検討してまいりたいと思っております。

改めまして、構成員の皆様におかれましては、3回の会議にわたり様々な御意見を頂き、

誠にありがとうございます。9月30日の有識者会議の結果を踏まえて、案について今後、関係都県知事宛てに意見照会させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくをお願いします。

本日はどうもありがとうございました。